

平成29年6月2日

株 主 各 位

東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号

大日本印刷株式会社

代表取締役社長 北 島 義 俊

第123期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第123期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合には、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成29年6月28日(水曜日)午後6時まで議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

[郵送による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、同封の保護シールをご貼付のうえ、上記行使期限までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

後記「インターネットでの議決権行使について」(15頁)をご高覧のうえ、所定のサイトにアクセスしていただき、画面の案内に従って、上記行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月29日(木曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都新宿区市谷左内町31番地2
大日本印刷株式会社 DNP市谷左内町ビル
ロビー階 多目的ホール

3. 目的事項

- 報告事項**
- 1.第123期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2.第123期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 株式併合の件
第3号議案 取締役12名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件

4. インターネット開示についてのご案内

本招集ご通知に添付すべき書類のうち、次に掲げる事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.dnp.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

- (1) 連結計算書類の「連結注記表」
- (2) 計算書類の「個別注記表」

従いまして、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であり、また、監査役及び監査役会が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類及び添付書類(連結注記表及び個別注記表を含む。)に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.dnp.co.jp/>)に掲載させていただきます。

株主総会におけるお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

利益の配分については、株主の皆様へ安定配当を行うことを基本とし、業績と配当性向などを勘案して実行してまいります。また、将来の事業展開に備えて、内部留保による財務体質の充実に努め、経営基盤の強化を図ってまいります。

当期の剰余金の処分は、機動的な資本政策を可能とするため別途積立金を取り崩すこととさせていただき、当期の期末配当につきましては、当社普通株式1株につき16円とさせていただきたいと存じます。これにより中間配当金16円とあわせ年間配当金は、前期と同額の1株につき32円となります。

1. 剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金	50,000,000,000円
---------	-----------------

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

別途積立金	50,000,000,000円
-------	-----------------

2. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき16円	総額9,851,829,296円
----------------	------------------

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月30日

第2号議案 株式併合の件

1. 株式併合を行う理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、平成30年10月1日までに国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、平成29年5月12日開催の取締役会において、会社法第195条第1項の定めに基づき、平成29年10月1日をもって当社株式の単元株式数を1,000株から100株に変更することを決議いたしました（本議案が原案どおり承認可決されることを条件としております）。

これにあたり、中長期的な株価変動を勘案しつつ、単元株式数の変更後において証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とするため、当社株式について2株を1株とする株式併合を実施いたしたいと存じます。

2. 株式併合の内容

(1) 株式併合の割合

当社普通株式について、2株を1株の割合で併合いたしたいと存じます。

なお、株式併合の結果、その所有株式の数に1株に満たない端数が生じる株主の皆様に対しては、会社法の定めに基づき、当社が一括して処分し、その売却代金を端数の割合に応じて分配いたします。

(2) 株式併合の効力発生日

平成29年10月1日

(3) 株式併合の効力発生日における発行可能株式総数

7億4,500万株（現行14億9,000万株）

なお、株式併合を行うことにより、会社法第182条第2項の定めに基づき、その効力発生日に、発行可能株式総数に係る定款の変更をしたものとみなされます。

(注) 株式併合により、発行済株式総数が2分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動いたしませんので、1株当たり

純資産額は2倍となり、株式市場の変動などの他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(ご参考) 定款の一部変更

本議案が原案どおり承認可決された場合には、平成29年10月1日をもって、当社定款の一部が以下のとおり変更されることとなります。

(下線部が変更部分)

現行定款	変更後の定款案
(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>14億9,000万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>7億4,500万株</u> とする。
(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

第3号議案 取締役12名選任の件

取締役全員(12名)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役12名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに 重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	きたじま よしとし 北 島 義 俊 (昭和8年8月25日)	昭和38年5月 当社入社 昭和42年7月 当社取締役 昭和45年7月 当社常務取締役 昭和47年1月 当社専務取締役 昭和50年8月 当社取締役副社長 昭和54年12月 当社代表取締役社長 現在に至る	3,047,000株
<p>【取締役候補者とした理由】 北島義俊氏を取締役候補者とした理由は、当社及びグループ会社での経営者としての豊富な経験に基づき、事業成長と企業業績向上に向けたグループ戦略の実現を図るとともに、グループ全体の監督を適切に行うことができることを期待したためであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	たか なみ こう いち 高波光一 (昭和15年12月19日)	昭和38年4月 当社入社 昭和62年8月 当社取締役 平成5年6月 当社常務取締役 平成9年6月 当社専務取締役 平成19年6月 当社代表取締役副社長 現在に至る	126,000株
	<p>【取締役候補者とした理由】 高波光一氏を取締役候補者とした理由は、当社での経営者としての豊富な経験に基づき、事業成長と企業業績向上に向けた技術、研究、事業開発戦略、生活・産業分野における事業戦略等の実現を図るとともに、グループ全体の監督を適切に行うことができることを期待したためであります。</p>		
3	やま だ まさ よし 山田雅義 (昭和15年10月19日)	昭和38年4月 当社入社 平成元年6月 当社取締役 平成8年6月 当社常務取締役 平成13年6月 当社専務取締役 平成19年6月 当社代表取締役副社長 現在に至る	124,000株
	<p>【取締役候補者とした理由】 山田雅義氏を取締役候補者とした理由は、当社での経営者としての豊富な経験に基づき、事業成長と企業業績向上に向けた財務戦略等の実現を図るとともに、グループ全体の監督を適切に行うことができることを期待したためであります。</p>		
4	きた じま よし なり 北島義斉 (昭和39年9月18日)	昭和62年4月 株式会社富士銀行入行 平成7年3月 当社入社 平成13年6月 当社取締役 平成15年6月 当社常務取締役 平成17年6月 当社専務取締役 平成21年6月 当社代表取締役副社長 現在に至る	295,000株
	<p>【取締役候補者とした理由】 北島義斉氏を取締役候補者とした理由は、当社での経営者としての豊富な経験に基づき、事業成長と企業業績向上に向けた経営企画戦略、情報コミュニケーション分野における事業戦略等の実現を図るとともに、グループ全体の監督を適切に行うことができることを期待したためであります。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	和田正彦 (昭和22年1月14日)	昭和45年3月 当社入社 平成14年6月 当社取締役ディスプレイ製品事業部長 平成17年6月 当社常務取締役 平成20年6月 当社専務取締役 現在に至る	48,000株
	<p>【取締役候補者とした理由】 和田正彦氏を取締役候補者とした理由は、当社及びグループ会社での経営者としての豊富な経験に基づき、事業成長と企業業績向上に向けたエレクトロニクス分野における事業戦略等の実現を図るとともに、グループ全体の監督を適切に行うことができることを期待したためであります。</p>		
6	森野鉄治 (昭和23年2月23日)	昭和45年3月 当社入社 平成14年6月 当社取締役事業企画推進室長 平成17年6月 当社常務取締役 平成26年6月 当社専務取締役 現在に至る	67,000株
	<p>【取締役候補者とした理由】 森野鉄治氏を取締役候補者とした理由は、当社での経営者としての豊富な経験に基づき、事業成長と企業業績向上に向けた事業企画等の推進を図るとともに、グループ全体の監督を適切に行うことができることを期待したためであります。</p>		
7	神田徳次 (昭和26年6月10日)	昭和49年4月 当社入社 平成19年6月 当社役員(コーポレート・オフィサー) 労務部長、人材開発部担当 平成24年6月 当社常務取締役 平成27年6月 当社専務取締役 現在に至る	37,000株
	<p>【取締役候補者とした理由】 神田徳次氏を取締役候補者とした理由は、当社での経営者としての豊富な経験に基づき、事業成長と企業業績向上に向けた人事・労務戦略等の実現を図るとともに、グループ全体の監督を適切に行うことができることを期待したためであります。</p>		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位 及 び 担 当 並 び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株式の数
8	きた じま もと はる 北 島 元 治 (昭和41年1月28日)	昭和63年4月 ソニー株式会社入社 平成8年11月 当社入社 平成17年6月 当社取締役C&I事業部長、 ICC本部担当 平成19年6月 当社常務取締役C&I事業部長、 ICC本部担当 平成29年4月 当社常務取締役ABセンター マーケティング本部長、ICC本部 担当 現在に至る	189,000株
<p>【取締役候補者とした理由】 北島元治氏を取締役候補者とした理由は、当社での経営者としての豊富な経験に基づき、事業成長と企業業績向上に向けた新規事業開発等の推進を図るとともに、グループ全体の監督を適切に行うことができることを期待したためであります。</p>			
9	さい とう たかし 斎 藤 隆 (昭和25年8月5日)	昭和48年4月 当社入社 平成24年4月 当社常務役員アドバンストオペ テイクス事業部担当 平成25年6月 当社常務取締役購買本部、 総務部担当 現在に至る 重要な兼職の状況 株式会社宇津峰カントリー倶楽部 代表取締役社長	16,000株
<p>【取締役候補者とした理由】 斎藤隆氏を取締役候補者とした理由は、当社及びグループ会社での経営者としての豊富な経験に基づき、事業成長と企業業績向上に向けた調達・購買戦略等の実現を図るとともに、グループ全体の監督を適切に行うことができることを期待したためであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
10	井上 覚 いのうえ さとる (昭和30年1月14日)	昭和53年4月 当社入社 平成25年6月 当社取締役技術本部、 技術開発センター、環境安全部 担当 平成27年6月 当社常務取締役技術本部、 技術開発センター、環境安全部、 情報システム本部担当 平成29年4月 当社常務取締役技術本部、 技術開発センター、CSR・環境部、 情報システム本部担当 現在に至る	16,000株
		重要な兼職の状況 株式会社DNPエンジニアリング 代表取締役社長	
<p>【取締役候補者とした理由】 井上覚氏を取締役候補者とした理由は、当社及びグループ会社での経営者としての豊富な経験に基づき、事業成長と企業業績向上に向けた技術開発戦略等の実現を図るとともに、グループ全体の監督を適切に行うことができることを期待したためであります。</p>			
11	塚田 忠夫 つか ただ お (昭和13年10月19日)	昭和57年11月 東京工業大学教授 平成11年4月 東京工業大学名誉教授 当社顧問 平成11年10月 明治大学理工学部教授 平成14年6月 当社取締役 現在に至る	2,000株
		<p>【社外取締役候補者とした理由】 塚田忠夫氏を社外取締役候補者とした理由は、学識経験者としての高い見識と幅広い経験等に基づき、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点から当社経営に対する助言や監督を期待したためであります。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
12	みや じま つかさ 宮 島 司 (昭和25年8月23日)	平成2年4月 慶應義塾大学法学部教授 平成15年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 平成16年4月 損害保険料率算出機構理事 平成22年10月 日本私法学会理事 平成26年6月 当社取締役(現任) 平成28年4月 慶應義塾大学名誉教授 朝日大学法学部・大学院法学 研究科教授 現在に至る 重要な兼職の状況 明治安田生命保険相互会社 評議員 ヒューリック株式会社 社外取締役 株式会社ミクニ 社外監査役 三井住友海上火災保険株式会社 社外取締役	2,000株
<p>【社外取締役候補者とした理由】 宮島司氏を社外取締役候補者とした理由は、法律の専門家としての高い見識と幅広い経験等に基づき、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点から当社経営に対する助言や監督を期待したためであります。</p>			

(注)

1. 当社の役職である「役員（コーポレート・オフィサー）」及び「常務役員」は、平成27年11月、それぞれ「執行役員」及び「常務執行役員」に名称を変更しております。
2. ①当社は、取締役候補者斎藤隆氏が代表取締役を務める株式会社宇津峰カントリー倶楽部と保有資産の貸付等の取引があります。
 ②当社は、取締役候補者井上覚氏が代表取締役を務める株式会社DNPエンジニアリングと印刷・工作機械の購入等の取引があります。
 なお、他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. ・取締役候補者のうち、塚田忠夫氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社が定める「独立役員の独立性基準」(14頁)を満たしていると判断しており、独立役員として同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。
 ・同氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験

を有しておりませんが、上記「【社外取締役候補者とした理由】」に記載の理由から、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

- ・ 同氏は、過去に当社顧問でありましたが、当社・当社子会社の業務執行を行ったことはなく、学識経験者としての高い見識と幅広い経験等に基づき、株主や投資家の皆様を含めた様々なステークホルダーの視点から独立した立場で、当社の経営に対して意見を述べていただくことを目的として、就任していたものであります。
 - ・ 同氏の当社社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって15年であります。
 - ・ 同氏と当社との間では、当社に対して負う会社法第423条第1項の損害賠償責任について、当社の社外取締役として職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする内容の責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
4. ・ 取締役候補者のうち、宮島司氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員要件及び当社が定める「独立役員独立性基準」(14頁)を満たしていると判断しており、独立役員として同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。
- ・ 同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に参与した経験を有しておりませんが、上記「【社外取締役候補者とした理由】」に記載の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。
 - ・ 同氏の当社社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。
 - ・ 同氏と当社との間では、当社に対して負う会社法第423条第1項の損害賠償責任について、当社の社外取締役として職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする内容の責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役1名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
のむらくにあき 野村晋右 (昭和20年6月13日)	昭和45年4月 弁護士登録（東京弁護士会） 柳田法律事務所（現・柳田国際法律事務所）入所 平成17年6月 当社監査役（現任） 平成21年6月 野村綜合法律事務所設立 現在に至る 重要な兼職の状況 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 社外取締役 MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社 社外監査役	0株
<p>【社外監査役候補者とした理由】 野村晋右氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての専門的知見と企業法務に関する豊富な経験に基づき、社外監査役としての役割を適切に遂行することを期待したためであります。</p>		

(注)

- 野村晋右氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員要件及び当社が定める「独立役員の独立性基準」(14頁)を満たしていると判断しており、独立役員として同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。
- ・同氏は、会社の経営に関与した経験を有しておりませんが、上記「【社外監査役候補者とした理由】」に記載の理由から、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。
 ・監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 ・同氏の当社社外監査役在任期間は、本総会終結の時をもって12年であります。

- ・ 同氏と当社との間では、当社に対して負う会社法第423条第1項の損害賠償責任について、当社の社外監査役として職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする内容の責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

【ご参考】 <独立役員の独立性基準>

以下のいずれにも該当せず、当社の経営陣から独立した中立の存在でなければならない。

- (1) 当社及び当社の関係会社（以下、総称して「当社グループ」）の業務執行者（過去10年前から現在までに該当する者。なお、過去10年間に於いて、当社グループの非業務執行取締役又は監査役であったことがある者については、当該取締役又は監査役への就任の前10年間に於いて業務執行者に該当する者を含む。）
- (2) 当社グループを主要な取引先【(注) 当社グループに製品又はサービスを提供する取引先グループ〔直接の取引先が属する連結グループに属する者〕であって、当社グループに提供する製品又はサービスの取引金額が当該取引先グループの直近事業年度における連結年間売上高もしくは総収入金額の2%の額を超える者】とする者又はその業務執行者
- (3) 当社グループの主要な取引先【(注) 当社グループが製品又はサービスを提供する取引先グループであって、当社グループから当該取引先グループに対する製品又はサービスの取引金額が、当社グループの直近事業年度における連結年間売上高の2%の額を超える者】又はその業務執行者
- (4) 当社グループの主要な借入先【(注) 当社グループの直近事業年度における連結総資産の2%を超える貸付を行っている者】又はその業務執行者
- (5) 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産【(注) 当社グループから、役員報酬以外に、直近事業年度において、年間100万円又はその者の売上高もしくは総収入金額の2%のいずれか高い方の額を超える財産を得ている者】を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が団体である場合は、当該団体に所属する者）
- (6) 当社の主要株主（総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者）又はその業務執行者
- (7) 当社グループが大出資者（総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者）となっている者の業務執行者
- (8) 当社の法定監査を行う監査法人に所属する者
- (9) 最近（1年以内）において、上記（2）から（8）に該当していた者
- (10) 上記（1）から（5）までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者（二親等内の親族）
- (11) 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（過去10年前から現在までに該当する者）
- (12) 当社が寄付【(注) 直近3事業年度の平均で年間100万円又は寄付先の年間総収入金額の2%のいずれか高い方の額を超える寄付】を行っている先又はその業務執行者（過去10年前から現在までに該当する者）

インターネットでの議決権行使について

1. インターネットによる議決権行使について

- (1) 書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」(下記URL)にて議決権を行使いただくことが可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従って議案に対する賛否の入力をお願い申し上げます。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<http://www.it-soukai.com/>

- (2) 行使期限は平成29年6月28日(水曜日)午後6時までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願い申し上げます。
- (3) 書面とインターネットにより議決権を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効な行使としてお取り扱いいたします。また、複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な行使としてお取り扱いいたします。
- (4) パスワード(株主様に変更されたものを含みます。)は本総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (5) インターネット接続に関する費用は株主様のご負担となります。

(ご注意)

- ・パスワードは、行使される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお問い合わせすることはございません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

2. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である みずほ信託銀行 証券代行部(以下)までお問い合わせください。

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル 0120-768-524 (平日 午前9時～午後9時)
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル 0120-288-324 (平日 午前9時～午後5時)

以上

株主総会会場(DNP市谷左内町ビル)ご案内図



- JR市ケ谷駅より徒歩10分
- 地下鉄都営新宿線市ケ谷駅より徒歩10分
(JR市ケ谷駅方面からの場合も、
大日本印刷案内標のある通りよりお越しください。)
- 地下鉄有楽町線市ケ谷駅より徒歩8分
- 地下鉄南北線市ケ谷駅より徒歩8分
- 地下鉄東西線神楽坂駅より徒歩15分
- 地下鉄都営大江戸線
牛込柳町駅より徒歩15分
牛込神楽坂駅より徒歩15分
- 都バス納戸町停留所より徒歩5分